

(案)

第四次大津町子ども読書活動推進計画

令和4年2月

大津町教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	
2 大津町の現状	
3 第三次推進計画期間における取組、現状と課題	
(1) 主な取組	
(2) 現状と課題	
第2章 計画の基本的な考え方	6
1 計画の位置付け	
2 計画の対象	
3 計画の期間	
4 計画の重点施策	
5 今後5年間で重点的に取り組む事項	
第3章 子どもの読書活動推進のための具体的方策	9
1 家庭、地域、学校等において子どもが読書に親しむ機会の提供	
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	
(3) 学校における子どもの読書活動の推進	
2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の機能充実	
(1) 学校図書館の機能充実	
(2) 町立図書館の機能充実	
3 図書館、ボランティア、学校等とのパートナーシップによる取組の推進	
4 ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進	
5 社会的気運の醸成のための啓発広報の推進	
資料	18

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。子どもは、読書を通して自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探求心や真理を求める態度を培っていきます。また、精査した情報を基に自分の考えを形成し、表現するなどの新しい時代に必要な資質・能力を育みます。

しかし、現在の子どもを取り巻く社会は、インターネットや携帯電話など情報機器の普及・発達により、簡単にさまざまな情報を得られる便利な社会となった反面、自分で考え、判断する力が低下し、主体的な行動がとりづらくなることが懸念されています。変化の激しい時代を生きる子どもたちが、より良く生きていく力を育むためには、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるような環境の整備が必要です。

国においては、第四次の計画となる「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を平成30年4月に策定しました。これは、子供読書活動に関する基本的な指針や自治体の役割の方向性を定めたものとなっています。

県においては、国の動向を踏まえ、「第四次肥後っ子いきいき読書プラン」（熊本県子供の読書活動推進計画）を平成31年3月に策定しています。

本町では、子どもの読書活動を推進するため、平成18年度に「大津町子ども読書活動推進計画」（平成19年度～23年度）を策定し、平成24年度に「第二次大津町子ども読書活動推進計画」（平成24年度～28年度）を、平成29年度に「第三次大津町子ども読書活動推進計画」（平成29年度～令和3年度）を策定し、町立図書館を中心に、家庭、地域社会、学校・幼稚園・保育所等が連携・協力しながら、さまざまな取組を行ってきました。

令和4年3月をもって第三次推進計画の期間が満了することに伴い、これまでの5年間の取り組みの成果と課題を踏まえ、今後5年間の計画となる「第四次大津町子ども読書活動推進計画」（令和4年度～8年度）を策定するものです。

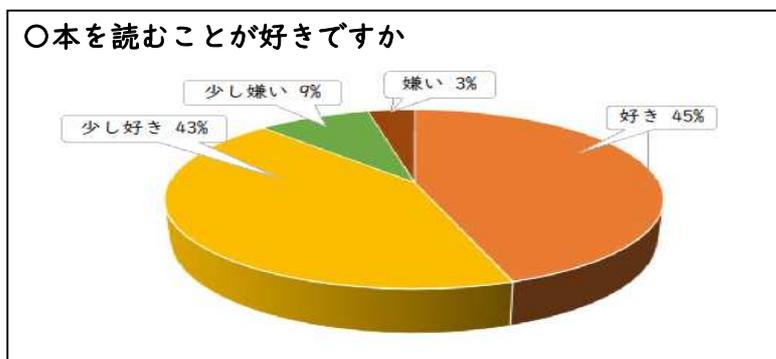
2 大津町の現状

本町では、令和3年6月に「子どもの読書活動に関するアンケート※」（以下、「読書アンケート」という。）を実施しました。

読書アンケート結果では、「本を読むことが好きですか」という問いに対して、「好き」「少し好き」と答えた子どもの割合は87.7%で、前回（平成28年）の調査時点（86.8%）より約1%増加しました。

また、「あなたは、学校が終わってからどんなことをしていますか」という設問に対しては、「テレビ、ビデオ、DVD、ゲーム」が全体の76.0%、「学校に行かない日にどんなことをしていますか」という設問に対しても「テレビ、ビデオ、DVD、ゲーム」が全体の83.5%と最も多い回答となっています。本が好きな子どもたちは多いのですが、その余暇は「テレビ、ビデオ、DVD、ゲーム」で過ごす子どもが多いようです。近年、児童生徒のスマートフォンの利用率が増加し、個人が所有する通信ゲームやパソコン等も、より子どもたちの身近に存在するようになっている状況があり、情報通信手段の普及や多様化が子どもの読書環境にも影響を与え、読書の時間の確保が難しくなっていることも考えられます。

読書アンケートで、「1か月に何冊くらいの本を読みますか」という問いに対して7%の児童生徒が「0冊」と答えています。1か月に1冊も本を読まない子どもを減らすためにも、今後、読書への関心を高めるため更なる取組が必要です。

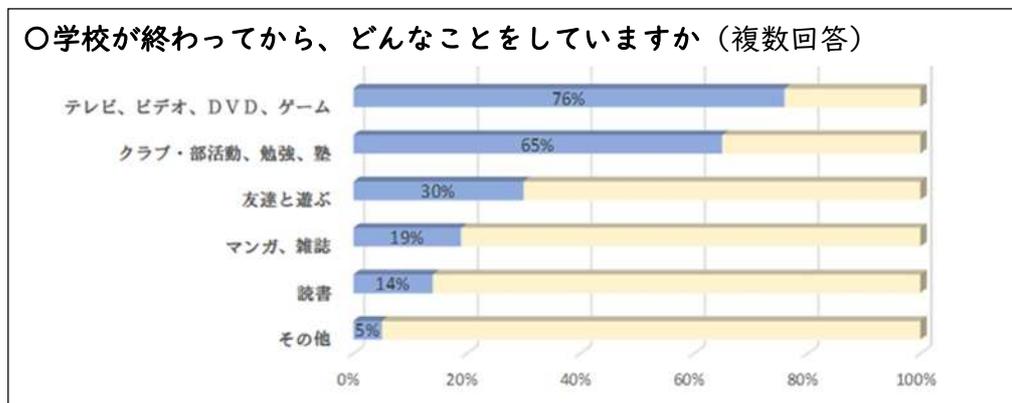


※子どもの読書活動に関するアンケート

【期間】 令和3年6月

【対象】

- ①就学前保護者(78人)
- ②小学校4年～中学校、高校の児童・生徒(945人)
- ③小学校4年～中学校の児童・生徒の保護者(545人)



3 第三次推進計画期間(平成29年度～令和3年度)における取組、現状と課題

(1) 主な取組

平成29年度から実施の第三次推進計画(5か年)において、主に以下のような取組を行いました。但し、令和2年3月以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大により多くの事業が中止となりました。

- ① おおづ図書館では、ボランティアの方々と連携・協力し、「あかちゃんのおはなし会(木曜)」「お昼のおはなし会(土曜)」を実施しました。また、「夕方のおはなし会(水曜)」では月に2回、町国際交流員による英語のおはなし会を実施しました。
- ② 「読み聞かせ講習会」を実施し、ボランティアや職員はもちろん、これから読み聞かせを始める人の、資質・技能の向上を図りました。(平成29～令和元年度の参加者43人)
- ③ 「家庭読書チャレンジ会」を開催し、家庭における読書の機会を増やす取組を行いました。(平成29～令和3年度の参加46家庭136人)
- ④ 子どもの声心配という保護者が安心して図書館を利用できるよう「赤ちゃんタイム」を継続して実施しました。
- ⑤ 「ブックスタート事業」を継続して実施しました。(平成29～令和2年度の参加者1,358人)
- ⑥ 「大津町童話発表大会」を実施しました。(平成29～令和元年度の発表者51人)
※令和2・3年度は中止(事業終了)
- ⑦ 子どもたちによる創作絵本・物語作品の募集を行いました。(平成29～令和3年度の応募49作品)
- ⑧ 人形劇、音楽コンサート、工作教室、一日司書体験、ビブリオバトル*、ボードゲームの貸出など様々な子ども向けの事業を実施し、子どもたちの図書館に対する興味、読書意欲の高揚を図りました。
- ⑨ 町内の幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校と連携し、職場体験・図書館見学の受け入れや団体貸出等を実施しました。
- ⑩ 子どもたちの身近に本を届けるため、学校、幼稚園・保育所等やイベント会場へ移動図書館を運行しました。
- ⑪ 子どもたちが長期休暇中、いつでも図書館を利用できるように、小中学校の夏休み期間中の全日開館を実施しました。
- ⑫ 図書館に来館しなくても読書を継続できるように、電子図書システムを導入しました。

*ビブリオバトル：自分が読んで好きになった本、おもしろいと思った本、みんなにも読んで欲しいと思った本を各自が持ち寄って集まり、本の面白さについて5分程度でプレゼンテーションを行い、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決める書評会のことです。

(2)現状と課題

①数値目標との比較

第三次推進計画期間においては、三つの数値目標を掲げていました。その指標に対する現状は以下のとおりです。

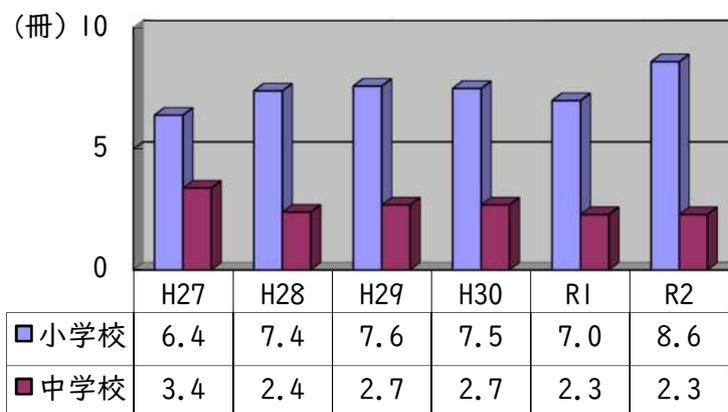
指標	平成28年度	令和3年度	目標値
「本を読むのが好き」と答えた子どもの割合	86.8%	87.7%	90.0%
1か月間に1冊も本を読まない子どもの割合	8.7%	7.0%	5.0%
おおづ図書館におけるおける児童書の貸出数	109,056冊 (平成27年度実績)	99,947冊 (令和元年度実績)	112,000冊

- ・「本を読むのが好き」と答えた子どもの割合は、平成28年度から0.9%増加しています。
- ・1か月間に1冊も本を読まない子どもの割合は、平成28年度から1.7%減少しています。
- ・令和元年度の児童書の貸出数は、平成28年度から約9千冊(8.4%)減少しました。
※令和2年度の貸出冊数は、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく減少したため、令和元年度の数値と比較しています。

②学校図書館での貸出冊数の推移

学校図書館における一人当たりの月平均貸出冊数をみると、小学校、中学校それぞれ年度間の増減はあるものの、平成27年度と比較すると小学校では貸出冊数の増加と中学校では貸出冊数の減少が見られます。

町内小中学校の一人当たり月平均貸出冊数

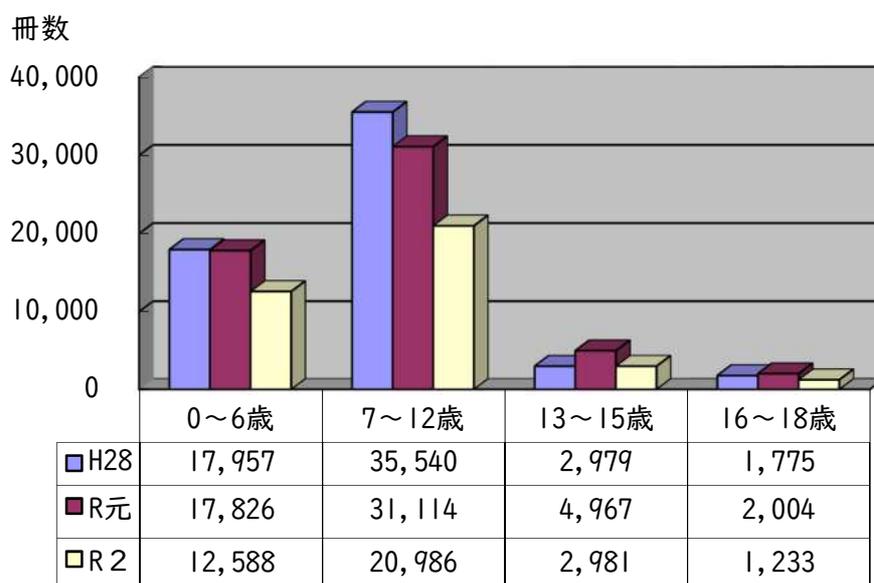


③おおづ図書館での貸出冊数の推移

おおづ図書館における子どもへの貸出冊数は、平成28年度と令和元年度の比較で、約4%減少しました。小学生世代の「7～12歳」で減少し、中学生世代の「13～15歳」と高校生世代の「16～18歳」で増加となりました。

※令和2年度の貸出冊数は、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく減少したため、令和元年度の数値と比較しています。

子どもへの貸出冊数（おおづ図書館）



今後は、現在の取組を進めながら、町立図書館と学校図書館との更なる連携強化を図るとともに、小学校から中学校、高等学校へと持続して読書に親しむ環境の整備に取り組みながら読書活動を推進していく必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

この推進計画は、「大津町振興総合計画」を上位計画とし、大津町における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取組を示すものです。

また、この計画の策定にあたっては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）や「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」、「熊本市子供の読書活動推進計画（第四次）」等を参考にするとともに、「大津町学校教育ビジョン」「大津町子ども・子育て支援事業計画」など、関連する諸計画等と調和・連携するものとします。

2 計画の対象

本計画の対象とする子どもの年齢は、おおむね18歳以下とします。

3 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

4 計画の重点施策

施策 1 家庭、地域、学校等において子どもが読書に親しむ機会の提供

家庭、地域、学校等を通じて、子どもの発達段階に応じた効果的な取組を推進し、楽しく読書に親しむ機会の提供を積極的に行い、子どもの読書意欲を高め、進んで読書しようとする態度を育て、生涯にわたる読書習慣を身に付けていくことができるよう取り組みます。

施策 2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の機能充実

豊かな読書環境に接することを通して、すべての子どもが目的や意欲に応じ、読書の喜びや楽しさを味わうことができるよう、図書館や学校図書館において、施設や図書館資料等の整備、充実を図り、快適な読書環境の確保に取り組みます。

施策 3 図書館、ボランティア、学校等とのパートナーシップによる取組の推進

図書館、ボランティア、学校等の子どもの読書活動に携わる関係者がパートナーシップのもと、それぞれの特性、特色、良さなどを尊重し、生かし合いながら情報の共有や連

携・協力により、読書活動の充実に取り組みます。

施策 4 ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進

ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、障がいのある子どもや図書館サービスを受けることが困難な子ども、母国語が日本語ではない子ども等の読書活動を推進するため、よりきめ細かな配慮のもとで読書活動が行われるよう努めます。

施策 5 社会的気運の醸成のための啓発広報の推進

「子ども読書の日」(4月23日)をはじめ、読書週間や子どもの読書活動に関わる様々な情報、優れた取組等について、広報媒体を活用してその啓発に努めるとともに、催しにおいても、参加者の交流を通じ社会的気運が醸成されるよう努めます。

5 今後5年間で重点的に取り組む事項

目指す子どもの姿の実現に向け、本町の子ども読書活動を推進していくため、今後5年間で取り組む目標を定め、取組を進めていきます。

(1) 「本を読むのが好き」と答えた子どもの割合を増やします。

子どもが読書に対して前向きな考え方をもち、自主的な読書活動が進むよう、「本を読むのが好き」と答えた子どもの割合を指標とします。

*基準値は「令和3年度大津町子どもの読書活動に関するアンケート調査結果」による。

基準値	目標値
87.7%	90.0%

(2) 1か月間に1冊以上本を読む児童生徒を増やします。

本町の子どもたちの読書習慣の定着が進むよう、1か月に1冊以上本を読む子どもの割合を指標とします。

*基準値は「令和3年度大津町子どもの読書活動に関するアンケート調査結果」による。

基準値	目標値
小学生 96.8% 中学生 93.1%	小学生 98.0% 中学生 94.0%

(3) 児童書の貸出冊数を増やします。

読書活動の全体的な変化を数値で確認するため、おおづ図書館の児童書の貸出冊数を指標とします。

*基準値は「おおづ図書館令和元年度児童書貸出冊数実績」による。(令和2年度は新型コロナウイルスの影響で貸出冊数が大きく減少したため平成元年度の数値を基準値としています。)

基準値	→	目標値
103,772冊		110,000冊

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的方策

1 家庭、地域、学校等において子どもが読書に親しむ機会の提供

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもの基本的な生活習慣を育む場であり、保護者による読み聞かせなどにより、子どもが初めて本と出会う場でもあります。このような場において、子どもが読書に興味・関心を持ち、自ら親しむことができるきっかけとなるよう、絵本や児童書の紹介や家庭での読書活動の推進に取り組んでいきます。

【図書館の取組】

① 「ブックスタート事業」で乳幼児期からの読書活動を推進

- ・子育て支援センター、ボランティア、役場関係課の協力を得て、乳幼児健診等において「ブックスタート事業」を実施し、乳幼児期からの読書の関わりを推進します。

② 「家庭読書チャレンジ会」「読書記録帳」等で家庭での読書活動を推進

- ・「家庭読書チャレンジ会」「読書記録帳」等を実施し、読む楽しさを周りの人たちと共有できるような家庭の環境をつくっていきます。

③ 子どもたちによる創作絵本・物語作品を募集し自ら創造する活動を推進

- ・小中学校の協力を得て、創作絵本・物語作品を募集し、子どもたちの豊かな創造力と読書に親しむ心を育み、自らが物語を創造する活動を推進します。

④ 「おはなし会」を通して家庭での読み聞かせ活動を推進

- ・ボランティアと協力し、「おはなし会」を通して乳児からの絵本の読み聞かせの大切さを啓発し、実際の読み方のコツやおすすめの絵本紹介等を行います。

⑤ 講座等で保護者の学ぶ機会を設け、家庭での読書活動を推進

- ・幼稚園・保育所等の在園児の保護者を対象に乳幼児期における読み聞かせの大切さなどの講演を行い、家庭における子どもの読書活動の重要性、乳幼児期からの読み聞かせの必要性について保護者の学ぶ機会を設けます。

【学校での取組】

① 家庭読書の推進

- ・PTA等と連携し、家庭読書の推進に取り組めます。

【ボランティアの取組】

① 「ブックスタート」「おはなし会」等への協力

- ・ブックスタート事業やおはなし会を通して、保護者に家庭における読書活動の重要性や必要性を伝えます。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの身近なところで本と親しむことができる環境をつくることが重要です。

このため、地域における子どもの読書活動の推進の中核を担う図書館において、子どもが本と出会い親しむことができ、気軽に来館し相談できる場所となるような環境整備や様々な行事を開催するなど、読書活動の普及・啓発に努めます。

【図書館の取組】

- ① 子ども向け行事を充実し、図書館を身近に感じることで読書活動を普及
 - ・子どもの発達段階に応じたおはなし会、人形劇、一日司書体験、ビブリオバトルなど多様な子ども向け行事を定期的で開催します。
- ② 乳幼児と保護者が気軽に利用できる図書館の環境整備
 - ・「赤ちゃんタイム」を継続し、乳幼児とその保護者が気軽に図書館を利用できる環境を整えます。また、周りの人にも乳幼児を温かく見守ってもらえるよう働きかけ、地域における読書活動への理解を深めます。
- ③ 子どもが集まるイベント等における移動図書館による読書活動の普及・啓発
 - ・移動図書館が子どもの集まるイベント等に出向いて読書に親しむ機会を設けます。
- ④ 小中学校の夏休み期間における全日開館による読書の機会充実
 - ・小中学校の夏休み期間に図書館を全日開館することで、子どもの読書の機会の充実を図るとともに、学習活動を支援します。

【学校、幼稚園・保育所等の取組】

- ① 図書館の団体見学による図書館の活用促進
 - ・学校、幼稚園・保育所等による図書館への団体見学を実施することで、図書館利用の促進を図り、子どもが読書に親しむ機会を多く持てるようにします。
- ② 職業体験等による図書館司書体験で図書館の活用を促進
 - ・中学生の職業体験等で図書館司書を体験することで、図書館を身近に感じるだけでなくレファレンス・サービス（調べもの相談）など図書館の活用法も学び、図書館の利用促進を図ります。

【ボランティアの取組】

- ① おはなし会等を通じた地域における子どもの読書活動の機会充実
 - ・図書館で開催されるおはなし会や講座等への積極的な参加・協力や、各種おはなし会等の実施を通じ交流を深めるなど、地域における子どもの読書活動の機会充実に努めます。

(3) 学校における子どもの読書活動の推進

学校、幼稚園・保育所等において図書館は、子どもの主体的、意欲的な読書習慣を培う場として重要な役割を担っています。

このような場において、計画的、継続的に子どもの読書活動が推進されることは、子どもの読書に対する意欲の向上や読書習慣の確立、さらには言語活動の充実のために大切なことです。

そのため、学校においては、学校全体での読書活動の計画的な実施や、各教科等の授業における図書館の積極的な活用を進めるとともに、地域や家庭の協力を得ながら、子どもが学校でも家庭でも読書の時間を楽しみ、本にふれる機会が増すような取組を進めていきます。

【図書館の取組】

① 団体貸出等による学校図書館への支援

・学校司書と連携し、意見交換や情報交換をしながら団体貸出等を推進し、学校図書館への支援を行います。

② 移動図書館の巡回による学校、幼稚園・保育所等への支援

・学校、幼稚園・保育所等と連携し、学校や幼稚園・保育所等に移動図書館を巡回し、子どもたちにより多くの本に親しむ機会の提供を行います。

③ 学校図書館を活用した学習活動への支援

・調べ学習等で活用する資料について学校図書館への支援を行います。

④ 学校へ通学することが困難な子どもたちへの読書の機会提供

・適応指導教室に通級する子どもたちに、読書に親しむ機会の提供や体験学習として図書館を活用する機会の提供を行います。

【学校の取組】

① 読書が好きな子どもを増やすための読書指導の充実

- ・学校における継続的な読書活動を実施し、読書に親しむ時間を設け、読書習慣の定着を図ります。
- ・授業や季節、時事に合わせた特設コーナー等を設置し、本と出会う機会を広げます。
- ・興味や関心のあるものなどニーズに応じた読書指導に努めます。
- ・子どもたちの想像力を育むため、読み聞かせを実施します。
- ・図書だより等で読書活動の啓発を行います。
- ・学校図書館の運営に、児童・生徒のアイデアが活かされるよう、図書委員会の活動を活性化します。
- ・ICT（情報通信技術）を活用した啓発を行い、読書意欲を高めたり読書機会を広げたりします。
- ・ビブリオバトルやアニメーション*など、多様な活動を通して読書活動を広げます。

② 読書活動を支援する資料の収集と提供

- ・子どもたちの読書活動の傾向等を把握し、資料の提供に努めます。
- ・授業において調べ学習等の時間を活用し、学校図書館の積極的な活用を促します。

* アニメーション：ゲーム要素を取り入れた子ども向けの読書の指導法です。

【幼稚園・保育所等の取組】

① 本の読み聞かせ等の継続

- ・子どもの発達段階に応じた絵本選びを行うとともに、読み聞かせの継続と充実を図ります。
- ・読み聞かせに適した環境整備に努めます。

② 保護者への働きかけ

- ・保護者に対して読み聞かせの大切さや楽しさを伝え、家庭での読み聞かせや読書習慣の推進を図ります。
- ・園で読んでいる絵本や子どもたちが興味のある絵本の紹介を行い、家庭と園とが連携して読み聞かせの取組を推進します。

③ 絵本との出会いの場の提供

- ・町の移動図書館を利用し、絵本との出会いの場を継続して提供します。
- ・町の図書館のイベント等を紹介し、親子で絵本に出会うきっかけ作りを行います。
- ・保護者の協力を得て、園にある絵本の貸し出しを行います。

④ 絵本に親しむ環境整備

- ・各クラスに子どもが自分で興味のある絵本を選び読むことができるような環境作りを進めます。(本棚の設置、スペースの確保等)

【ボランティアの取組】

① 学校等における読み聞かせ等への協力

- ・学校等が実施する読み聞かせなどに積極的に協力し、児童、生徒の本に対する興味、関心を高めます。

2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の機能充実

(1) 学校図書館の機能充実

学校図書館は、子どもたちにとって身近な読書活動の拠点として、自主的な読書活動や読書習慣を形成する上で重要な役割を担っています。

学校図書館の資料の充実を図るとともに、町立図書館による各種情報の提供や、快適な読書スペースの確保等により、学校図書館の機能充実に取り組みます。

【図書館の取組】

① 調べ学習等における学校図書館への支援

・調べ学習や読書活動等で活用する資料について学校図書館へ支援を行います。

② 学校図書館への各種情報の提供

・学校司書との連携を強化し、さまざまな情報を学校図書館へ提供します。

【学校の取組】

① 学校図書資料の充実

・全学校の学校図書館図書標準*達成に向けた蔵書の購入と同時に、時代とニーズに沿った蔵書構築のための計画的更新を行います。

・団体貸出や相互貸借等を活用し、図書資料の充実を図ります。

② 快適な読書スペースの確保

・子どもたちが、自分で資料を探しやすいような案内板や書架を工夫し、豊かな読書活動ができるよう取り組みます。

③ ICT機器を活用した学習支援

・調べ学習の質を向上させ、子どもたちの情報収集能力や活用能力の育成を図るためタブレット端末等のICT機器を活用した調べ学習等の支援を行います。

*学校図書館図書標準：公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として文部科学省が設定したもので、小・中・特別支援学校の学級数に応じて標準の蔵書冊数が示されています。

(2)町立図書館の機能充実

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが読書活動を楽しむ図書館等があり、そこに読みたい本や知りたい情報が整備されていることが重要です。

図書資料の充実を図るとともに、子どもたちのための読書スペースの充実等により町立図書館の機能充実に取り組みます。

【図書館の取組】

① 資料の充実

- ・中高生の読書推進を図るため、YA（ヤングアダルト：主に子どもと大人の間に位置する中高生世代）コーナーの充実に努めます。
- ・将来や夢に希望を持ち、進路について考えながら成長することができるようキャリア教育（社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育成する教育）に関する資料の収集・情報の提供に努めます。
- ・子ども向けの郷土資料の収集に努めます。

② 子どものための読書スペースの充実

- ・子どもたちが自分で資料を探しやすいような案内板や書架を工夫し、豊かな読書活動ができるよう取り組みます。
- ・子どもたちの興味や関心を引くような図書の展示や紹介等に取り組みます。
- ・夏休みの自由研究や調べ学習等のレファレンス・サービス（調べもの相談）を行います。

③ ICT(情報通信技術)を活用したサービスの提供

- ・子どもたちが休館中も読書を継続できるよう、また紙の資料を使いづらい子どもたちも読書を楽しめるよう、読み上げ機能や文字反転機能を備えた電子書籍サービスを提供します。
- ・学習用の書籍や絵本などの電子書籍コンテンツの充実を図ります。
- ・子どもたちが読みたい本を見つけやすいようにホームページの機能充実を図ります。

④ ボードゲームの貸し出しやゲーム部活動の支援

- ・ボードゲームで遊べる環境を作ることで子どもたちの図書館への来館を促す取組を進めます。
- ・ゲームを通じた交流を行い、子どもたちの自ら考える力やコミュニケーション能力を高め、豊かな感性の育成や夢の芽生えを促すために図書館ゲーム部*の活動を支援します。

*図書館ゲーム部：おおづ図書館を拠点にボードゲームやビブリオバトル等のイベントの企画・運営などの活動を行っており、町在住の小学5年生から高校3年生までの児童・生徒が入部しています。

3 図書館、ボランティア、学校等とのパートナーシップによる取組の推進

子どもの読書活動を推進するうえで、図書館、ボランティア、学校等の連携・協力は欠かせません。

図書館、ボランティア、学校等においては、積極的な交流や情報の発信を行い、それぞれの機能や技能等を活かし合いながら計画的に子どもの読書活動を推進します。

【図書館の取組】

① ボランティアの育成

- ・各種講座や研修会を開催し、ボランティアの育成を図ります。

② ボランティア団体等への行事等に使用する資料貸し出しの支援

- ・地域で活躍する団体やボランティアへ、おはなし会等で使用する大型絵本、紙芝居等の資料を貸し出します。

③ 各種団体等への団体貸出による子どもたちが本に触れる機会の提供

- ・学童保育等の各種団体へ貸し出しを行い、子どもたちが本に触れる機会を提供します。また、貸し出しを行う団体の拡充に努めます。

【学校の取組】

① ボランティアの協力による行事の開催

- ・ボランティアと協力して、読み聞かせ、紙芝居等の行事を開催します。

【ボランティアの取組】

① 図書館、学校と協力して行事の開催

- ・図書館と協力して、おはなし会、上映会等の行事を開催します。
- ・学校と協力して、読み聞かせ等を行います。

② 図書館、学校の支援

- ・図書館と協力して、布絵本やパネルシアターの製作、映画上映会や各種イベントの開催等を行います。
- ・その他、図書館や学校のニーズを踏まえ、資質・技能を活かした連携・協力を行います。

4 ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進

この推進計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」を尊重し、取り組むものです。「すべての子ども」、例えば障がいのある子どもや日本語を習得していない子ども等に対しても、同様に保障されるものです。

地域、学校、図書館、ボランティアが、その機能や技能等を活かし、連携・協力しながら対象となる子どもたちの実態に応じた読書活動の推進を図っていくことが必要です。

【図書館の取組】

① 資料の収集及び利用しやすい環境整備

- ・障がいがあるなしに関わらず楽しめる布絵本、点字絵本、大活字本等の多様な資料収集や利用しやすい環境整備に努めます。
- ・外国語の児童書や絵本の収集に努めます。

② 特別支援学校との連携強化

- ・移動図書館で巡回を行います。
- ・学校のニーズを踏まえ、連携・協力を行います。

【学校の取組】

① 資料の収集及び環境整備

- ・障がいのあるなしに関わらず楽しめる絵本等の資料収集に努めます。また、子どものニーズに応じて相互貸借を活用し資料の充実を図ります。
- ・日本語を習得していない子どもに対しても読書環境を整え多様な言語に対応した資料の充実を図ります。

② タブレット等の情報通信技術(ICT)の活用

- ・タブレット等の情報通信技術（ICT）を活用して読書ができる環境を整備します。

【ボランティアの取組】

① 資料の作成

- ・障がいがあるなしに関わらず楽しめる布絵本等を作成します。

② 特別支援学校との協力による行事等の開催

- ・特別支援学校と協力して、読み聞かせ、紙芝居等の行事を開催します。

5 社会的気運の醸成のための啓発広報の推進

家庭・地域・学校等における子どもの読書活動を推進するためには、読書活動の楽しさや必要性、重要性などについて、理解を広めることが重要です。

子どもたちをはじめ、地域社会全体で読書活動への取組の機運が高まり、地域ぐるみで子どもの読書活動を推進するために、効果的な啓発・広報活動を展開します。

【図書館の取組】

① ホームページや広報紙等を活用した情報提供及び利用促進

- ・ 図書館ホームページや生涯学習情報誌、館内のコーナー等で新刊本、おすすめ本の紹介や子どもに関する行事・イベント等の情報提供を行い、児童・生徒の利用を促します。

② 「子ども読書の日」「こどもの読書週間」などを中心とした啓発広報の推進

- ・ 「子ども読書の日」(4月23日)、「こどもの読書週間」(4月下旬から5月中旬)などには、児童書や親子で読み聞かせにオススメの本の展示、行事等を開催し啓発活動を推進します。

③ 職場体験受入等による取組

- ・ 学校等が行う職場体験、社会施設見学などを積極的に受け入れ、図書館の利用や読書への関心を高めます。閉架書庫、バックヤードの見学や本の貸出等を実施するなどして図書館に興味を持ってもらう取組を実施します。

資料

○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第四次大津町子ども読書活動推進計画

発行 令和4年 月 大津町教育委員会

編集 大津町立おおづ図書館

〒869-1233

熊本県菊池郡大津町大字大津 1171 番地

TEL 096-294-8011 FAX 096-294-8033